

公示番号：180490

国名：大洋州地域

担当部署：産業開発・公共政策部 資源・エネルギーグループ 第一チーム

案件名：太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト（広域）

中間レビュー（評価分析／民間投資情報収集）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析／民間投資情報収集
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年1月中旬から2019年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.00 M/M、現地 0.87 M/M、合計 1.87 M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	26日	10日

※国内作業の業務日数（合計20日）は準備期間と整理期間で調整することを可とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2018年12月19日（水）（正午まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年12月27日（木）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	各種評価調査、加えて投資関連調査の業務経験があればなお望ましい。
対象国／類似地域	大洋州地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：当該技術協力プロジェクト本体の専門家業務に携わった法人及び個人。
- (2) 必要予防接種：特になし。

6. 業務の背景

国土が狭くかつ散在している太平洋地域の島嶼国の多くは、一系統あたりの電力需要が小さく、エネルギー資源も乏しいため、主要な電力エネルギー源として、輸入燃料（主にディーゼル）に大きく依存している。輸入燃料の調達については、主要供給元からの輸送コストが高く、また油価の変動の影響を大きく受けることから、燃料コストの削減が最大の課題の一つとなっている。

かかる状況を受け、同地域ではエネルギーセキュリティ向上および温室効果ガス削減の観点から、各援助機関による支援で、再生可能エネルギー（以下、再エネ）の導入促進が積極的に図られている。ただし、出力が不安定な再エネの導入にあたっては、接続する系統の安定性、出力変動にตอบสนองする電源としてのディーゼル発電機（以下、DG）の運用が一定程度は不可欠である。したがって、安定的な電力供給と持続可能な実施体制を確保するためには、再エネ導入の最大化を進める一方で、DGの運用についても電力事業体の財務面などを考慮し、運転の効率化を図り燃料消費削減につなげるものが求められている。

JICA はこれまでも、ディーゼル発電所や小水力発電所、太陽光発電設備（以下、PV）やマイクログリッドなどの整備に加え、開発計画の策定支援の実施や本邦研修による人材育成など、同地域の電力セクターに対し多様な協力を実施してきた。近年の具体的な支援事業としては、トンガにおいて、PVの出力がDG全体の出力に比べて20%程度となるトンガタブ島の系統に蓄電技術（キャパシター等）を導入し、出力の安定化を図る協力を行っている他、マーシャルにおいては、再エネの系統接続に関し、法制度面と技術面の両面からの計画立案を支援すると同時に、既存のDGの経済的な運用方法を提案する調査を実施している。

このような背景のもと、日本政府は「第7回太平洋・島サミット（PALM7）」において、エネルギーセキュリティの向上及び温室効果ガスの削減に寄与することを目的として、島嶼国における化石燃料の消費を削減するための協力を表明した。

これを受けて、JICA は太平洋各国に対し安定的な電力供給と燃料費削減を目的としたハイブリッドな系統整備を支援する「ハイブリッド・アイランド・プログラム」を立ち上げ、2015年に「大洋州地域電力セクターにおけるエネルギーセキュリティ向上支援策にかかる情報収集・確認調査」を実施し、太平洋各国への支援策の再検討とロードマップの作成を行った。

上記調査結果を踏まえ、過去に我が国が無償資金協力によるDGやPVの供与、開発調査等の支援を行い、現在では、既設のDGと再エネの一体的、安定的、経済的な

運用が喫緊の課題の一つとなっているフィジー、キリバス、ツバル、ミクロネシア、マーシャルの各国政府から広域技術協力「ハイブリッド発電システム導入プロジェクト」が要請された。

JICA は、本プロジェクトの必要性、妥当性を確認し、協力内容を検討するために2015年5月から7月にかけて詳細計画策定調査を行い、同調査結果に基づき2016年10月以降プロジェクトの枠組みについてフィジーを除く各国政府と Record of Discussions（以下、R/D）により基本合意し、2017年3月以降、順次各国にて本プロジェクトを開始した。

2018年12月時点でプロジェクト開始後約1年10か月経過しているところ、本中間レビューでは、プロジェクトの投入実績・活動内容・計画達成度を確認して、プロジェクトの実績を検証すること、レビュー結果に基づき今後のプロジェクトの方向性・活動方針に対する提言を整理することを目的に実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力の仕組み・手続きを十分に把握の上、「JICA事業評価ガイドライン第2版」に沿って、プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理、分析する。

なお、本プロジェクトはフィジー、キリバス、ツバル（以下、南半球3か国）、ミクロネシア、マーシャル（以下、北半球2か国）を対象としている。今回の中間レビューでは、北半球2か国については、1月下旬より派遣が予定されているフィジー駐在の直営長期専門家（以下、チーフアドバイザー）、本体プロジェクト受注コンサルタント（沖縄エネテック、沖縄電力の共同企業体、以下JVチーム）の現地業務に一部同行し、現地で必要な情報収集・分析を行う。南半球3か国については、効率性の観点から、上記北半球での業務後に、2月上旬よりチーフアドバイザーに同行する形でフィジーのみで現地作業を行い、キリバス、ツバルについては、チーフアドバイザー、JVチーム、JICA担当部、JICA事務所等からのヒアリング、国内作業等により遠隔で対応する。

また、本中間レビューではPDMのロジック構成とベースライン調査により設定された指標の適切性などを再分析するが、この観点から、キリバス、ツバル、ミクロネシア、マーシャルの4か国のPDM上のプロジェクト目標である「ハイブリッド発電システムが導入される」については、国によっては民間投資の促進が鍵となる場合がある。大洋州でも昨今では再エネ民間投資が活発になりつつあることが背景にある。したがって、一部の国のプロジェクト活動に投資計画・促進策にかかる支援（制度構築、人材育成）等の活動を組み込むか否かについても分析・検討が必要であり、特にフィジー、ミクロネシア（ポンペイ州のみ）については再エネ民間投資の動向について、既存文献、カウンターパートを含むプロジェクト関係者からのヒアリング等を通じて情報収集・整理を行う。

これらを踏まえ、具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年1月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（詳細計画策定調査報告書、モニタリングシート、JCC議事録等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②相手国と合意済みの既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び

評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、必要に応じJICA担当部署と協議し、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理するとともに、現地派遣期間におけるプロジェクト関係者に対するヒアリング対象者の絞り込み等を効率的に進める。

③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（チーフアドバイザー、JVチーム、C/P機関等）に対する質問票（和文・英文）を作成する。C/P機関への質問状については、JICA事務所・支所を通じて先方に配布する。

④フィジー、ミクロネシア（ポンペイ州のみ）の再エネ民間投資の動向について、国内で情報収集を行うとともに、現地調査での確認・質問事項を準備する。

⑤対処方針会議（フィジー、沖縄、東京によるテレビ会議）等に参加し、5項目評価に基づく中間レビューの方針（国内、現地）についてプロジェクト関係者に説明し、意見交換を行う。

（2）現地派遣期間（2019年1月下旬から2月中旬）（1月22日～2月16日前後）

（北半球での業務）（1月22日～2月7日）

① JICA支所（ミクロネシア、マーシャル）との打合せに参加する。

② 相手国プロジェクト関係者に5項目評価に基づいた評価手法について説明を行う。

③ 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、評価グリッドに基づきプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。また、ミクロネシアについてはポンペイ州における再エネ民間投資の動向にかかる情報収集を行う。

④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。また、PDMの見直し要否（上記記載の民間投資関係の追加活動の要否含む）についても分析する。

⑤ 国内作業も含めてこれまで収集・分析した内容・結果について、要点を整理した資料を準備し、日本側関係者（JICA担当部、チーフアドバイザー、コンサルタント専門家、JICA支所）に対して暫定的な中間レビュー報告及び意見交換を行う。

⑥ 上記を踏まえて、現地で開催されるJCC（ミクロネシア：1月29日前後、マーシャル：2月5日前後）にて協議すべき事項について、チーフアドバイザー及びJVチームが作成するミニッツ案の取りまとめに協力するとともに、暫定的な中間レビュー結果をまとめた英文資料を準備する。JCC当日の協議にも参加し、必要に応じてレビュー内容の説明、協議を行う。

⑦ 南半球3か国での活動状況、課題等について、チーフアドバイザー、JVチームへのヒアリングを行う。

⑧ 現地での調査結果の要点をまとめた現地調査報告書を作成し、日本側関係者（JICA担当部、チーフアドバイザー、コンサルタント専門家、JICA支所）に報告を行う。口頭での報告が難しい関係者についてはメールにて報告する。

（フィジーでの業務）（2月8日～2月16日）

⑨ フィジーに移動し、JICAフィジー事務所との打合せに参加する。キリバス、ツバルでのプロジェクトの進捗状況についてもヒアリングを行う。

⑩ 相手国プロジェクト関係者に5項目評価に基づいた評価手法について説明を行

う。

- ⑪ 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、評価グリッドに基づきプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。なお、キリバス、ツバルについてはメールベースで可能な範囲で回収を試みる。また、フィジーについては、再エネ民間投資の動向にかかる情報収集も行う。
- ⑫ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。また、PDMの見直し要否についても分析する。
- ⑬ 現地での調査結果の要点をまとめた現地調査報告書を作成し、日本側関係者（JICA担当部、チーフアドバイザー、JVチーム、JICA事務所）に報告を行う。口頭での報告が難しい関係者についてはメールにて報告する。

（３）国内整理期間（2019年2月中旬～3月上旬）

- ①上記（１）及び（２）のフォローアップを行う。PDMの見直しが必要な場合、具体的な改定案を提示する。加えて、追加活動を提案する場合は、具体的な活動内容についてJICA担当部、チーフアドバイザー、JVチームと協議の上、それらの意見を集約し、活動案としてまとめる。
- ②国内作業、現地作業の結果を統合し、プロジェクトの進捗状況の分析、課題分析、５項目評価、フィジーとミクロネシア（ポンペイ州のみ）の再エネ民間投資動向、今後のプロジェクト運営への提言等を統合的にまとめた中間レビュー調査報告書（和文）（案）及びそのサマリー（英文）を作成する。
- ③JICA担当部、チーフアドバイザー、JVチーム等に対して、上記報告書（案）を説明し、十分に意見交換を行う。
- ④上記を踏まえた最終報告書をJICA担当部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１）業務完了報告書

中間レビュー報告書（案）、サマリー（英文）及び関連資料を参考資料として添付し、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html> を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒グアム⇒ポンペイ⇒マジュロ⇒スバ⇒ナンディ⇒日本を標準とします。

（２）日本国内の調査に必要な費用

国内準備期間又は整理中に、沖縄県を拠点とするJVチームへのヒアリング・協議を行うための調査費用は契約に含めませ（見積書に計上して下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣は2019年1月22日（火）～2月16日（土）前後を想定しており、北半球についてはミクロネシア、マーシャルの順番で業務を行い、1月22日（火）日本発（ミクロネシア行き）、2月7日（木）マジュロ発を想定している。南半球（フィジー）については、北半球の業務から継続して移動し対応することも可とする。ただし、チーフアドバイザーの業務都合上、2月11日（月）～2月14日（木）での現地業務を想定する。フィジー国内においても、前半はスバ市内で、後半はナンディ近郊のラオトカ市に電力研修センターでの業務を想定する。ただし、日程は現時点での案であり、多少前後する可能性があります。JICAの担当者は、北半球の一部の業務（現時点ではミクロネシア）に参加する予定。

②現地での業務体制

基本的には、チーフアドバイザーに同行する形で、必要なヒアリングを実施する。現地でのヒアリング先等へのアポイントメントについては、担当部を通じて調整する。

③便宜供与内容

JICA関係事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

「大洋州電力セクターにおけるエネルギーセキュリティ向上支援策にかかる情報収集・確認調査」

(JICA図書館ポータルサイトよりPDFのダウンロードが可能)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023957.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023958.html>

(3) 配布資料

①本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメー

ルをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料その他配布資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

- ②その他本業務に関する以下の資料を、JICA 産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第一チーム（Email: ilgne@jica.go.jp / TEL: 03-5226-8084）にて配布します。
 - ・詳細計画策定調査報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA現地事務所・支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地作業に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上